

郡山市図書館個人利用の登録に関する要綱

平成20年4月1日制定
[生涯学習部中央図書館]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市図書館条例(昭和40年郡山市条例第49号)第7条に規定する利用登録及び利用カードの交付に係る登録の範囲等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住する個人 住民登録の有無にかかわらず、市内に居所を有する者をいう。
- (2) 通勤する個人 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体に雇用又は登録のある個人をいう。
- (3) 通学する個人 市内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校、短期大学、大学、専門学校、予備校に籍があり、通学する個人をいう。

(利用登録者の範囲等)

第3条 利用登録及び利用カードの交付を受けられる者は、居住する個人、通勤する個人又は通学する個人とする。

2 利用登録及び利用カードの登録又は更新をする場合は、住所を証する書類、勤務先、学校等の発行する証明書等別表に規定する書類の提示を求めることができる。

(館外利用の停止等)

第4条 教育長は、次に掲げる事項に該当する場合は、館外利用を停止し、又は利用登録の抹消をすることができる。

- (1) 前条第1項に該当しないとき。
- (2) 別表に規定する書類を提示しないとき。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表

	状 態	証する書類の種類
市 内 居 住	一 般	免許証 保険証 住基カード 母子手帳 住民票 パスポートのいずれか1つ
	幼児(0才～6才)	保険証 母子手帳のいずれか1つ
	小学生	保険証
	中学生、高校生	生徒手帳 保険証のいずれか1つ
	大学生	学生証 免許証 保険証のいずれか1つ
	長期滞在者(3ヶ月以上) ・季節労働者 ・ホームステイ ・長期入院等	免許証 保険証 住基カード 母子手帳 住民票 パスポートのいずれか1つと現在、居 住している住所が確認できるもの。
市 外 居 住	市内事業所通勤	免許証 保険証 住基カード 母子手帳 住民票 パスポート等のいずれか1つと市内事 業所通勤がわかるもの。
	市内学校通学 (専門学校、予備校を含 む) *自動車学校、カルチャ ースクール、サークル、 学習塾は含まない	学生証
	市内通園	保険証と連絡帳等。
	市内放送大学 中央大学通信制 法政大学通信制	免許証 保険証 住基カード 母子手帳 住民票 パスポート等のいずれか1つと大学の 学生証
	市内派遣会社登録	免許証 保険証 住基カード 母子手帳 住民票 パスポート等のいずれか1つと市内派 遣会社登録が確認できるもの。

* 証する書類記載の住所と現住所が違う場合、現住所に届く郵便物、公共料金の領収書
等で現住所が確認できるものも必要。